

介護福祉課からのお知らせ（審査係）

1. 要介護認定制度の見直し（有効期間）について

令和3年4月1日から、介護保険法施行規則の改正により、更新認定の二次判定において、直前の要介護度（前回要介護度）と同じ要介護度と判定された場合は、認定有効期間の上限を、現行の36か月から48か月に延長することが可能となります。

（参考）

要介護認定制度の見直し（有効期間）

申請区分等	原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲
新規申請	6ヶ月	3ヶ月～6ヶ月→3ヶ月～12ヶ月（H24年度改正）
区分変更申請	6ヶ月	3ヶ月～6ヶ月→3ヶ月～12ヶ月（H23年度改正）
更新申請	前回要支援 → 今回要支援 (H16年度改正)	3ヶ月～12ヶ月→3ヶ月～24ヶ月（H27年度改正）※1 →3ヶ月～36ヶ月（H30年度改正） →3ヶ月～48ヶ月（R3年度改正予定）※2
	前回要介護 → 今回要介護 (H16年度改正)	3ヶ月～12ヶ月→3ヶ月～24ヶ月（H16年度改正） →3ヶ月～36ヶ月（H30年度改正） →3ヶ月～48ヶ月（R3年度改正予定）※2
	前回要支援 → 今回要介護 前回要介護 → 今回要支援 (H27年度改正）※	3ヶ月～6ヶ月→3ヶ月～12ヶ月（H23年度改正） →3ヶ月～24ヶ月（H27年度改正）※1 →3ヶ月～36ヶ月（H30年度改正）

※1 市町村全域で介護予防・日常生活支援総合事業を開始した場合に適用。

※2 直前の要介護度と同じ要介護度と判定された場合に適用。

2. 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の取扱いについて

令和2年4月27日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の取扱いについて」（<https://www.mhlw.go.jp/content/000626161.pdf>）のとおり、奈良市においても運用を行っているところですが、今後とも本取扱いの趣旨を十分にご理解いただき、適切な取扱いにご協力くださいますようお願いいたします。

なお、運用に変更が生じる場合は、奈良市ホームページにて随時お知らせいたします。

奈良市ホームページ【新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の取扱いについて】

<https://www.city.nara.lg.jp/site/kaigohoken/63222.html>